

## 清涼飲料水自動販売機設置場所の貸付に係る入札説明書

滝沢市（以下「市」という。）では、葉の木沢山活動センターに清涼飲料水自動販売機を設置する事業者を募集します。

貸付料の一般競争入札により、自動販売機設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この説明書の各事項及び関係法令等をご承知の上、お申込みください。

### 1 入札物件

所在地及び設置場所：滝沢市葉の木沢山460番地1

葉の木沢山活動センター 1階ロビー

設置可能範囲：横2.0m×奥行1.0m（設置面積2.0m<sup>2</sup>）

自動販売機 1台、容器回収箱1個まで

最低価格（年額）：10,078円（税抜）

※ 物件調査1も併せてご確認ください。

### 2 スケジュール

項目	日程
入札情報の公表	令和8年2月10日（火）
参加申込期間	2月10日（火）から2月24日（火）まで
質問受付期間	2月10日（火）から2月17日（火）まで
質問回答期限	2月19日（木）
入札参加資格の通知	2月26日（木）
入札会	3月5日（木）
履行開始	4月1日（水）

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていることとします。なお、入札参加申込書の提出日から入札執行までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなつた場合は、入札参加資格を取り消すものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 自動販売機の設置業務において、入札参加時点で、過去2か年の間に国（公社、公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。
- (4) 滝沢市暴力団排除条例（平成24年滝沢村条例第16号）第2条第2号から第5号までに掲げるもの及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者のいずれにも該当しないこと。

- (5) 市から指名停止を受けている期間ではないこと。
- (6) 法令の規定による営業、事業若しくは業務の停止又は事業所の閉鎖処分を受けていないこと。
- (7) 滝沢市税（市に納税義務があるものに限る）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

#### 4 契約上の条件

##### (1) 貸付契約の内容

地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の4第2項第4号の規定に基づく市有財産（自動販売機設置場所）の一時貸付（賃貸借契約）とします。

##### (2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

##### (3) 貸付料

一般競争入札により貸付料を決定します。

各年度の貸付料及び諸経費を市が定める期限までに納入してください。

##### (4) 貸付料の日割り計算

貸付期間内に30日以上連続して、施設の維持管理に係る補修工事等の事由により自動販売機を使用することができない場合は、既納の貸付料のうち、当該期間中の貸付料について日割り計算により算出した額の返還を求めることができます。

##### (5) 設置費の負担等

自動販売機の設置及び撤去、電源の確保等稼働に必要となる設備の工事並びに安全対策等は設置事業者が行い、これに要する費用は全て設置事業者の負担とします。また、電気工事等の設備工事を必要とするときは、施設管理者の指示に従い、工事完了後は、その旨を直ちに施設管理者へ報告し、検査を受けてください。

##### (6) 諸経費

###### ア 電気料

子メーターを設置し、電気料金を市が発行する納入通知書又は請求書により、指定する日までに納入してください。なお、毎月の電気料金の計算方式は次の通りです。

###### 《計算式》

$$\text{月額電気料} = \frac{\text{子メーターの直結する}}{\text{親メーター}} \times \frac{\text{子メーターの表示する}}{\text{月間消費電力量}} \frac{\text{月間消費電力量}}{\text{子メーターに直結する}} \\ \text{親メーターが表示する}$$

###### イ その他

自動販売機運営に係る諸経費については、実費を負担してください。

## (7) 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を3か月毎にとりまとめ、四半期最終月の翌月10日までに、売上報告書を市に提出してください。

## (8) 販売品目

びん、缶、ペットボトル及び紙パックの飲料水とし、次のものは除きます。

### 《除外品目》

- ・ 酒類
- ・ たばこ、雑貨品等

また、機器（容器回収ボックスを含む）を設置する前に、機器のカタログを提出してください。

## (9) 販売価格

標準販売価格以下にしてください。

## (10) 機器の設置

ア 「自動販売機の据付基準」（JIS規格）や業界各種基準などを順守した転倒防止策を講じてください。

イ 「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会）や偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止など設置場所に応じた防犯対策を講じてください。

ウ 自販機のデザインは施設と調和するデザインに努めてください。

エ 自動販売機の管理及び販売品目に関する以外の宣伝広告類の掲示はできません。

オ 環境に配慮した省エネ及びノンフロン冷媒を採用し環境負荷の軽減に努めてください。

## (11) 維持管理及び衛生管理

ア 「食品衛生法」（昭和22年法律第233号）や業界自主基準などを順守した商品の品質、衛生管理を徹底してください。

イ 商品の補充、金銭管理、空き容器の回収及びリサイクル等は適切に実施してください。

ウ 自動販売機及びその周辺の清掃を適宜行ってください。また、容器回収ボックスから容器があふれないよう適宜回収してください。

エ 通商産業省（現経済産業省）、農林水産省、大蔵省（現財務省）、厚生省（現厚生労働省）の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱」に基づき、自動販売機管理者ステッカーをわかりやすい位置に貼付してください。自動販売機等の故障、保守修理、問合せ及び苦情対応等については、設置事業者の責任において速やかに対応してください。

## (12) その他

ア 関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への提出、商品販売に必要な許可及び検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行ってください。

イ 利用者の利便性を考慮し、キャッシュレス決算にも対応した機器の設置を検討してください。

## 5 入札参加方法

### (1) 提出書類

次に該当するものを、1部提出してください。

	提出書類	法人	個人
1	入札参加申込書（様式第1号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	誓約書（様式第2号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）	<input type="radio"/>	
4	住民票（写し可）		<input type="radio"/>
5	納税証明書（滝沢市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税） (写し可、未納税額・滞納のない証明書も可)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6	設置する機器の使用が確認できる書類（カタログ等）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7	過去2か年の間に国（公社、公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結していることがわかる書類（契約書等の写し等）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※入札参加申込書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）については、市のホームページからダウンロードできます。また東部出張所でも配布します。

### (2) 受付期間等

#### ア 受付期間

令和8年2月10日（火）から同月24日（火）まで

#### イ 提出場所

〒020-0625 滝沢市葉の木沢山460番地1

滝沢市役所 東部出張所（葉の木沢山活動センター）

#### ウ 提出方法

持参又は郵送（必着）

## 6 質問受付及び回答

### (1) 受付期間

令和8年2月10日（火）から同月17日（火）まで

### (2) 方法

質問書の様式は任意様式とします。

電子メール又はFAX（可能な限り電子メール方式で質問してください。）

電子メール [tobu@city.takizawa.iwate.jp](mailto:tobu@city.takizawa.iwate.jp)

FAX 019-688-3130

### (3) 回答

令和8年2月19日（木）までに東部出張所及び市ホームページに回答を公表します。

## 7 入札参加資格の審査結果の通知

市において入札参加資格の審査を行い、審査結果を入札参加申込書に記載された所在

地に送付します。

送付予定日 令和 8 年 2 月 26 日 (木)

## 8 入札

### (1) 会場

滝沢市葉の木沢山 460 番地 1

葉の木沢山活動センター 2 階 和室

### (2) 日時

令和 8 年 3 月 5 日 (木) 午前 11 時

### (3) 入札方法

入札書（別紙）に、入札金額等の必要事項を記入して、金額が見えないように入札箱に投函してください。

### (4) 入札金額

ア 入札金額は、1年間の貸付料を記入してください。

イ 税抜金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記入してください。

## 9 落札者の決定

(1) 最低価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2) 落札者となるべき同価格の入札した者が 2 者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札の事務に関係ない職員にくじを引かせて決定します。

## 10 契約の締結に関する事項

(1) 別途「市有財産貸付契約書（案）」に基づく、賃貸借契約を締結します。

(2) 入札保証金及び契約保証金は免除します。

(3) 落札者の決定後、契約書を作成し計画が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告若しくは入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなかった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しません。

## 11 担当窓口

滝沢市 市民環境部 東部出張所 佐々木

〒020-0625 岩手県滝沢市葉の木沢山 460 番地 1

電話 019-656-1562

FAX 019-684-3130

E-mail [tobu@city.takizawa.iwate.jp](mailto:tobu@city.takizawa.iwate.jp)